

感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について

〔令和5年8月25日〕
閣議決定

政府は、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）の設置に伴い、感染症に係る緊急事態に際し、下記のとおり、統括庁を中心として、政府一体となった初動対処を行うことにより、速やかな事態の把握に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の関係法令に基づいて感染症のまん延の防止等の取組に全力を尽くす。対処に当たっては、判明した事態の状況に応じ、事態の変化に迅速かつ的確に対応する。

記

1 感染症に係る緊急事態に関する情報集約

- (1) 関係省庁は、感染症に係る緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合には、直ちに統括庁及び内閣情報調査室へ報告するとともに、発生動向と対処の状況についても適時に報告する。
- (2) 厚生労働省その他の関係省庁は、国内外における発生動向等に関する情報収集を効果的かつ迅速に実施するとともに、その結果を統括庁へ適時に報告する。
- (3) 統括庁は、事態に応じ、内閣官房副長官（内閣感染症危機管理監に充てられている者を除く。）、内閣危機管理監及び内閣官房副長官補（内閣感染症危機管理監補に充てられている者を除く。）に国内外における発生動向等に関する情報を共有する。
- (4) 内閣感染症危機管理監は、感染症に係る緊急事態に関する情報を掌握し、内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告するとともに、必要な指示を受ける。

2 関係省庁幹部の緊急参集

内閣感染症危機管理監は、事態に応じ、関係省庁等の局長等を統括庁に緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。

3 関係閣僚協議

感染症に係る緊急事態に関し、政府としての基本的な対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、必要に応じ、内閣総理大臣又は内閣官房長官と当該緊急事態に係る閣僚との緊急協議を行う。

4 国家安全保障会議

感染症に係る緊急事態のうち、国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項第 12 号に定める重大緊急事態に関するものについては、内閣官房長官の指示により事態対処専門委員会において対処について緊急協議を行うとともに、内閣総理大臣の指示により国家安全保障会議において迅速に審議する。

5 対策本部等

- (1) 政府全体として総合的対処が必要な場合には、特措法又は閣議決定等に基づき、緊急事態に応じた対策本部等を迅速に設置する。
- (2) 対策本部等設置のための臨時閣議が必要とされる場合において、内閣総理大臣及び国務大臣全員が参集しての速やかな閣議開催が困難な場合には、電話等により内閣総理大臣及び各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。連絡を取ることができなかった場合は事後速やかに連絡を行う。
- (3) 閣議決定等に基づいて設置される対策本部等について、緊急に会議を開催する必要がある場合は、当該本部等の長は、参集することができた本部等の構成員をもって会議を開催する。

6 その他

本閣議決定の実施細目については、必要に応じ、内閣官房長官が定める。

附 則

本閣議決定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処実施細目について

令和5年8月25日
内閣官房長官決裁

本実施細目は、「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について」（令和5年8月25日閣議決定）に基づき、感染症に係る緊急事態に際しての政府の初動対処に関する細目を定めるものである。

1 感染症に係る緊急事態に関する情報集約等

- (1) 内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）は、内閣官房及び関係省庁等の職員が感染症に係る緊急事態に際し直ちに統括庁に参集できるよう、連絡体制を整備し、さらに、平素から感染症に係る緊急事態に備えた訓練の実施に努める。
- (2) 内閣感染症危機管理監（内閣感染症危機管理監と連絡が取れず、かつ、緊急を要する場合は内閣感染症危機管理監補、内閣感染症危機管理監補とも連絡が取れない場合は感染症危機管理統括審議官。以下2(1)及び(3)～(5)において同じ。）は、政府としての初動対処の総合調整を集中的に行う必要がある場合、内閣官房副長官補（内閣感染症危機管理監補に充てられている者を除く。以下2(5)において同じ。）、内閣広報官、内閣情報官、内閣総務官その他内閣官房の職員の参集を求めることができる。また、感染症危機管理統括審議官は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告及び関係省庁等との連絡調整を集中的に行う必要がある場合、内閣官房副長官補付、内閣広報室、内閣情報調査室、内閣総務官室その他の内閣官房の組織に属する職員の参集を求めることができる。

2 緊急参集要員等

- (1) 内閣感染症危機管理監が感染症に係る緊急事態に際して関係省庁等の局長等を統括庁に参集させる際の基準は、原則として、別紙のとおりとする。なお、内閣感染症危機管理監は、状況に応じ、別紙の基準以外の関係省庁等の局長等を緊急参集させることができる。
- (2) 緊急参集した各省庁等の局長等は、所属省庁等の対応状況を総合的に把握し、緊急参集した各省庁等の局長等による協議において必要となる所属省庁等との連絡調整を総括する。
- (3) 内閣感染症危機管理監は、緊急参集した各省庁等の局長等による協議の結果を速やかに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告し、必要な指示を受ける。
- (4) 内閣感染症危機管理監は、政府としての対応について調整するため、必要に応じ、関係局長等会議を開催する。
- (5) 内閣感染症危機管理監が必要と認める場合には、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣総務官に対し、必要な情報を提供するとともに、緊急参集した各省庁等の局長等による協議及び関係局長等会議への参画を求めることができる。

- (6) 内閣危機管理監は、必要に応じ、緊急参集した各省庁等の局長等による協議及び関係局長等会議に参画する。
- (7) 国家安全保障局長は、国家安全保障会議の迅速な審議に資するため、必要に応じ、緊急参集した各省庁等の局長等による協議に参画する。

3 広報

統括庁は、感染症に係る緊急事態に関し、社会不安の解消、国民による協力確保等のため、内閣広報室及び関係省庁等と連携して、当該緊急事態及びこれへの対処に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配布、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

別紙 感染症に係る緊急事態に際しての緊急参集要員の基準

附 則

本細目は、令和5年9月1日から施行する。

感染症に係る緊急事態に際しての緊急参集要員の基準

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等の国内外における感染
警察庁警備局長
消防庁次長
出入国在留管理庁次長
外務省領事局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
防衛省統合幕僚監部総括官

- 2 鳥インフルエンザの国内における鳥・人感染
警察庁警備局長
消防庁次長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
農林水産省消費・安全局長
環境省自然環境局長

- 3 特措法に規定する新型インフルエンザ等以外の感染症であつて、国民の生命及び健康の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響に鑑みて内閣感染症危機管理統括庁が対処するもの
警察庁警備局長
消防庁次長
出入国在留管理庁次長
外務省領事局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
防衛省統合幕僚監部総括官
その他、感染症が国民の生命及び健康の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響に鑑みて内閣感染症危機管理監が必要と判断する官職にある者

新型インフルエンザ等発生時等 における初動対処要領

令和5年9月1日

(内閣感染症危機管理監決裁)

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|-------|
| I | 新型インフルエンザ等が発生した場合の措置..... | - 2 - |
| 1 | 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置..... | - 2 - |
| 2 | 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置..... | - 3 - |
| 3 | 情報提供..... | - 4 - |
| II | 統括庁の体制の強化及び関係省庁との一体的な対応..... | - 4 - |
| III | その他..... | - 5 - |

政府は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等（以下「新型インフルエンザ等」という。）が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、特措法、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対応について」（令和 5 年 8 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、以下を標準として対応する。対応に当たっては、事態の状況に応じて、その変化に柔軟かつ的確に対応する。

なお、新型インフルエンザ等以外の感染症についても、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて、政府全体の見地からの総合調整等が必要な場合の対応等についても、本対応要領を参考に事態の状況に応じて対応する。

I 新型インフルエンザ等が発生した場合の措置

1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

（1）報告・連絡

- ① 厚生労働省は、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある事態を把握した場合には、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）及び内閣情報調査室（内閣情報集約センターを指す。以下同じ。）に直ちに報告する。外務省は、関連情報¹を入手した場合には、統括庁、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。
- ② 厚生労働省又は外務省から報告を受けた場合には、統括庁は内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付（以下「事態室」という。）を含む内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- ③ 厚生労働省その他関係省庁は、事態に応じ、統括庁に連絡要員を派遣する。関係省庁は、事態に関する情報及び講じた措置等について統括庁に報告する。

（2）緊急参集要員の招集

- ① 内閣感染症危機管理監は、必要に応じ、内閣官房幹部職員及び各省庁等

¹ 海外における情報。

の局長等を参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。

- ② 内閣危機管理監は、必要に応じ、協議に参画する。
- ③ 国家安全保障局長は、国家安全保障会議の迅速な審議に資するため、必要に応じ、協議に参画する。

(3) 関係省庁対策会議の開催

内閣感染症危機管理監は、必要に応じ、速やかに新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処（検疫の強化、感染症危険情報の発出、在外公館における査証審査の厳格化、特定接種の準備等）について協議する。

(4) 閣僚会議の開催

政府は、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰して全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、水際対策等政府の初動対処方針について協議・決定する²。

2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 報告・連絡

① 厚生労働省及び外務省³は、WHO が新型インフルエンザ⁴の発生を宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症⁵の発生を公表するなど新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、直ちに統括庁及び内閣情報調査室に報告する。

② 統括庁は、直ちに事態室を含む内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

(2) 政府対策本部の設置

² 新型インフルエンザ等対策閣僚会議閣僚会議を開催しない場合は、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議で初動対処方針を決定する。

³ 外務省は、海外における発生確認の場合に報告する。

⁴ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。

⁵ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

- ① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に新型インフルエンザ等の発生状況、罹患した場合の病状の程度等を報告する⁶。
- ② 政府は、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生報告を受け、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を速やかに設置し、政府対策本部の名称、設置場所、期間を国会に報告し、公表する⁷。

3 情報提供

政府は、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により迅速かつ積極的に情報提供を行う。

具体的な対応については、政府行動計画等による。

II 統括庁の体制の強化及び関係省庁との一体的な対応

有事に統括庁に速やかに参集して各省庁等との連絡調整を実効的に行うため、有事の際に統括庁の専従職員として発令される候補者をあらかじめリスト化しておくとともに、事態の推移に応じ必要な体制強化を行う。また、政府対策本部設置時には、感染症対応に係る業務に携わる各府省庁の幹部職員を統括庁に併任発令して統括庁の指揮命令系統下に置くことにより、統括庁の体制を充実強化する。

統括庁と関係省庁が一体となって、WHO 等からの情報収集、国民・事業者等各層への情報提供、水際対策、保健所・医療提供体制等の確保等の初動対応における重要な課題に取り組むこととし、具体の対応については、別に定めるところによる。

厚生労働省は、統括庁との一体的な対応を確保するため、内閣感染症危機管理対策官により内閣感染症危機管理監の指示を迅速に厚生労働省内に徹底するとともに、特に健康・生活衛生局感染症対策部、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターの専門的知見を統括庁の企画立案に活用するために提供する。

⁶ 特措法第 14 条。なお、発生公表を行う場合は、状況に応じ新型インフルエンザ等対策推進会議の委員の意見を聴くこととする。

⁷ 特措法第 15 条。なお、罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合は、政府対策本部を設置しない。

Ⅲ その他

本対処要領は、新型インフルエンザ等の発生等への対応を踏まえ、適宜、見直しを行う。

また、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応についても必要に応じ上記に準じて行う。